

## 静岡県告示第502号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

1 公表の方法は、次のとおりとする。

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、静岡県ホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/>）において公表する。

### 附 則

静岡県が発注する公共工事の発注予定その他閲覧に供する事項及び閲覧の方法（平成13年静岡県告示第447号の3）は、廃止する。